

消費生活相談窓口寄せられた
「ワンクリック請求」に関する相談事例



好きな芸能人の情報を調べよう♡
んっ? このリンクは何かなく? クリック!

ええっ!!
変なサイトに登録された!?

登録料も払わないと自宅を調べて取り立てるって...
お和お和

払わないとヤバイかなあ...

目指せ! 消費者力アップ

消費者トラブル回避術

ハノ巻

ワンクリック請求



ちよっとクリックしただけで登録完了&高額請求が!

パソコンや携帯電話が普及し、インターネットを利用する人も増えた。しかし、利用者の増加にともなう、トラブルも増えている。そのひとつが「ワンクリック請求」。「無料だと思ってクリックしたらアダルトサイトにいきなり登録になり、高額の利用料を請求された」というもの。最近では手口が多様化・巧妙化し、アダルトサイトとは関係のないサイトを閲覧していて、意図せずアダルトサイトに接続

してしまい、料金の請求を受けるといった事例もある。芸能情報や占い、ゲーム、動画の無料サイトから突然アダルトサイトに登録になり、請求メールが届くようになったなど、女性や未成年者がトラブルに巻き込まれることも少なくない。利用料金の請求画面がパソコン画面に貼り付いて消えなくなったり、「調査して取り立てる」などと脅して請求を行う手口も発生している。

ワンクリック請求で注意すべきは、不用意にアクセスやクリックしないということ。しかし、もっと注意すべきことは、請求されてもあわてて業者に連絡しないことだ。「誤って登録した人はコチラへ」とあつても、決して返信しないこと。自分のIPアドレスやメールアドレス、携帯電話の識別番号が表示されることがあるが、これだけで「アクセスした人を特定する個人情報(氏名や住所)が業者に伝わっている」とは通常ないことを知っておくべき。あわてて電話やメールで業者へ連絡をとると、かえって氏名や住所など個人情報を知らせてしまつことになりかねない。また、「登録になりました」

あわてて業者に連絡もNG!



ひとりで悩まずまずは相談を

などの表示がされても、契約が成立していない場合が多い。利用料金の請求を受けても、言われるままに支払わないことが重要だ。「これ以上、関わりたくない」と思って支払ってしまうと、それ以降も様々な理由をつけて料金を請求されるなど、二次被害に繋がる恐れがある。それでもトラブルになった場合は、すぐに最寄の消費生活相談窓口にご相談しよう。

※パソコンの画面に請求画面が貼り付いて消えない場合の対処法は、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)のホームページも参考になります。

消費生活相談窓口寄せられた「ワンクリック請求」に関する相談事例

- 相談者/女性
相談内容/スマートフォンで芸能人の動画を見ようとしたら、アダルトサイトに登録され、高額な料金を3日以内に支払うよう、請求された。
- 相談者/女性
相談内容/携帯サイトの年齢確認をクリックしたら、勝手に登録になった。「間違えてクリックした」と返信してしまつたが、大丈夫だろうか。
- 相談者/男性
相談内容/動画を視聴するために年齢確認ボタンをクリックしたところ、突然有料アダルトサイトに会員登録完了したと表示が出た。料金の説明や規約はなかった。デスクトップに請求画面が貼り付いて消えない。

広島県の相談窓口 / 広島県生活センター

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>
消費生活相談 ☎082-223-6111...商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
県民相談 ☎082-223-8811...相続・遺言・結婚・離婚、交通事故、多重債務問題など
受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)9時～16時(12時～13時は休み)
消費者啓発動画配信中! <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/vidoepaneru/>



県、市町の相談窓口情報は携帯電話からも見られます!



消費者ホットライン 守ろうよ みんなを! 消費者ホットラインの概要については消費者庁のホームページをご覧ください。
☎0570-064-370 <http://www.caa.go.jp/region/pdf/120418hotline.pdf>

●最寄駅
広電・紙屋町東電停下車/バス・紙屋町バスセンター下車
/アストラムライン・県庁前駅